

松前町空家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存する空家等を有効活用し、移住及び二地域居住を促進するために町が実施する松前町空家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であつて、町内に存するものをいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売買又は賃貸を行うことができる者（宅地建物取引業を営む者を除く。）をいう。
- (3) 媒介等契約 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約及び第34条の3に規定する代理契約をいう。
- (4) 媒介業者 媒介等契約を行う宅地建物取引業者であつて、所有者等が指名し、又は媒介斡旋団体が選任したものをいう。
- (5) 媒介あっせん団体 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会の会員で組織する団体で、松前町と空家バンクにおける媒介等契約に関する協定書を締結しているものをいう。
- (6) 空家バンク 空家等の売買又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより空家等に関する情報を登録し、町内への移住希望者へその情報を紹介する事業をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

2 松前町暴力団排除条例（平成23年松前町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等は、空家バンクを利用することができない。

(空家等の登録)

第4条 空家バンクへの登録を希望する空家等の所有者等は、空家等調査兼登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあつた場合は、媒介業者に対し必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

3 町長は、前項の規定による報告を受けた結果、空家等を空家バンクに登録することが適当と認めたときは、所有者等に媒介等契約の締結を求め、契約締結後速やかに媒介業者に当該空家等を登録させるものとする。

(媒介業者の斡旋)

第5条 町長は、所有者等が媒介業者を指名していないときは、媒介あっせん団体に依頼し、媒介業者を選任させることができる。

(空家等登録の抹消)

第6条 町長は、空家等が次に掲げる事項に該当するときは、空家バンクの登録を抹消することができる。ただし、第2号の規定により登録を抹消された場合は、この限りでない。

- (1) 登録された空家等の売買契約又は賃貸借契約が締結されたとき。
- (2) 登録日から1年が経過したとき。
- (3) 申込み内容等に虚偽又は不正があつたとき

(4) その他町長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(情報公開)

第7条 町長は、第4条第3項の規定により媒介業者に登録させた空家等の情報の一部を空家バンクにより公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報の範囲は、空家等の売買又は賃貸に必要な限度の情報とし、所有者の個人情報等は、公開しない。

(交渉等)

第8条 町長は、空家バンクにおける空家等に関する交渉、売買契約、賃貸借契約等（以下「交渉等」という。）には関与しない。

2 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決させるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）の定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。